

海上自衛隊呉史料館
維持管理運営事業

事業契約書
(案)

令和2年9月

中国四国防衛局

事業契約書

- 1 事業名 海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業
- 2 事業の場所 広島県呉市宝町五丁目32番所在の施設内及びその周辺敷地とする。
- 3 契約期間 自 契約締結日
至 令和10年3月31日
- 4 契約金額 金 ● 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 ●円)
- 5 契約保証金 免除
- 6 支払条件 別途事業契約書中に記載のとおり。

上記の海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業について、発注者（以下「発注者」という。）と選定事業者（以下「受注者」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって事業契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和●年●月●日

発注者

住所

●

支出負担行為担当官

氏名

● ●

受注者

住所

氏名

目 次

第1章 総 則	1
第1条 (総則)	1
第2条 (目的及び用語の定義)	1
第3条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	1
第4条 (本事業の概要)	1
第5条 (事業の場所)	2
第6条 (本施設の名称)	2
第7条 (事業日程)	2
第8条 (事業の留意点)	2
第9条 (許認可及び届出等)	3
第10条 (受注者の資金調達)	3
第11条 (入札説明書等の内容変更等)	3
第12条 (監視職員)	3
第13条 (総括代理人)	4
第14条 (代理人に関する措置請求)	5
第15条 (その他)	5
第2章 展示物等更新業務における改修企画	5
第16条 (本施設改修計画)	5
第17条 (第三者による策定)	6
第18条 (関連行政手続)	6
第19条 (本施設改修計画の変更)	6
第20条 (施設の瑕疵による計画変更等)	7
第21条 (本施設改修計画の完成)	8
第3章 展示物等更新業務における改修企画の実施による本施設の更新	8
第1節 総 則	8
第22条 (本施設改修の実施)	8
第23条 (本施設改修の実施計画書)	9
第24条 (第三者による実施)	9
第25条 (業務履行監理)	9
第26条 (本施設の管理)	9
第27条 (本施設改修に伴う各種調査)	10
第28条 (本施設改修に伴う近隣対応)	10
第2節 発注者による確認	10
第29条 (説明要求等)	10
第30条 (中間確認)	11

第3節 業務完了検査等	11
第31条 (業務完了検査)	11
第32条 (発注者による業務完了確認)	12
第33条 (発注者による業務完了確認通知)	12
第4節 明渡完了予定日の変更	12
第34条 (明渡完了予定日の変更)	12
第5節 損害等の発生等	13
第35条 (第三者に対する損害賠償)	13
第36条 (法令変更又は不可抗力による損害)	13
第37条 (履行保証)	13
第4章 明渡しの完了等	13
第38条 (明渡し)	13
第39条 (完成図書)	14
第40条 (明渡しの完了遅延)	14
第41条 (担保責任)	15
第5章 本施設の維持管理・運営	15
第42条 (維持管理・運営期間)	15
第43条 (維持管理・運営計画の提出)	15
第44条 (維持管理・運営体制の整備)	16
第45条 (史料館職員名簿の提出等)	16
第46条 (維持管理業務及び運営業務の実施)	17
第47条 (サービス水準の充足)	17
第48条 (要求水準の変更)	17
第49条 (第三者による実施)	18
第50条 (施設の提供)	18
第51条 (期間終了前の検査)	19
第52条 (維持管理業務及び運営業務に係るモニタリング、対価の減額等)	19
第53条 (異状部分の修復)	19
第54条 (第三者に及ぼした損害等)	19
第55条 (業務報告)	19
第56条 (報告等)	20
第6章 本事業の対価の支払	20
第57条 (本事業の対価の支払)	20
第58条 (展示物等更新業務に係るサービス対価の支払時期)	20
第59条 (維持管理業務に係るサービス対価及び運営業務に係るサービス対価の支払時期)	20
第60条 (支払額の算定方法)	21

第7章 事業期間及び契約の終了等	21
第61条 (事業期間)	21
第62条 (契約終了時の事務)	21
第63条 (発注者による任意解除)	22
第64条 (発注者の債務不履行等による解除)	22
第65条 (受注者の債務不履行等による解除)	22
第66条 (解除の効力)	23
第67条 (損害賠償等)	24
第68条 (解除時の対価等の支払)	24
第69条 (仕掛かり部分の検査)	25
第70条 (業務の引継ぎ)	25
第71条 (保全義務)	25
第72条 (関係書類の引渡し等)	25
第8章 法令変更	26
第73条 (法令変更への対応)	26
第74条 (協議)	26
第75条 (法令変更による契約の終了)	26
第9章 不可抗力	27
第76条 (不可抗力への対応)	27
第77条 (協議)	27
第78条 (不可抗力による契約の終了)	28
第10章 その他	28
第79条 (受注者の権利義務の譲渡)	28
第80条 (発注者の承諾が必要な事項)	29
第81条 (受注者の兼業禁止)	29
第82条 (経営状況の報告)	29
第83条 (遅延利息)	29
第84条 (守秘義務)	30
第85条 (著作権等)	30
第86条 (著作権等の譲渡禁止)	30
第87条 (著作権の侵害の防止)	31
第88条 (工業所有権)	31
第11章 保険	31
第89条 (保険加入義務)	31
第12章 協議会	31
第90条 (協議会の設置)	31

第 13 章 雑 則.....	32
第 91 条 （疑義に関する協議）	32
第 92 条 （金融機関等との協議）	32
第 93 条 （裁判管轄）	32
第 94 条 （その他特約条項）	32

別紙 1 用語の定義

別紙 2 事業場所

別紙 3 事業日程

別紙 4 保証書の様式

別紙 5 業務報告書の構成

別紙 6 対価の支払について

別紙 7 サービス対価の支払額の改定について

別紙 8 維持管理業務及び運營業務に係るモニタリング及び対価の減額等

別紙 9 受注者が付保する保険

別紙 10 暴力団排除に関する特約条項

別紙 11 談合等の不正行為に関する特約条項

別紙 12 新型コロナウイルス感拡症の感染拡大防止のための相互協力に関する特約条項

第1章 総則

第1条 (総則)

発注者及び受注者は、本契約に基づき、日本国の法令を遵守し、信義に従って誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 (目的及び用語の定義)

- 1 本契約は、発注者及び受注者が相互に協力し本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。
- 2 本契約において用いられている語句は、本文中において特に明示されているものを除き、別紙1(用語の定義)において定められた意味を有するものとする。

第3条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

- 1 受注者は、本事業が海上自衛隊の有する資料の展示・保存等を通じて、海上自衛隊員の教育(主として新入隊員への動機付け等の基礎的教育)及び広く国民一般等への広報活動により海上自衛隊の活動に対する理解の促進並びに地域との共生に貢献することを目的としていること並びにその公共性を十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。
- 2 発注者は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重する。
- 3 発注者及び受注者は、前各項に定める趣旨の相互尊重の観点から、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大防止のための相互協力の精神の下、本契約締結以降に制定改訂その他効力が生じたガイドラインその他本事業又は受注者に適用がある準則、宣言、要請等(本契約締結時点で予見可能なものを除く。)に基づき新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大防止措置の必要がある場合、別紙12(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための相互協力に関する特約条項)に従う。なお、受注者は、「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(令和2年5月14日、公益財団法人日本博物館協会)」、「博物館等の開館に向けた考え方について(令和2年5月8日、広島県教育委員会)」その他本契約締結までに制定改訂その他効力が生じたガイドラインその他本事業又は受注者に適用がある準則、宣言、要請等に基づき新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大防止措置を受注者の費用及び責任で適切かつ適時に実施するものとする。また、本契約締結時点で予見可能な通常範囲外の政府・地方自治体による新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大防止のための緊急事態宣言、休業要請その他の施策は、不可抗力に該当するものとし、これにより、展示物等更新業務の自主中止、本施設等の営業自粛その他本契約に基づく義務の履行ができなくなったとき、又は義務の履行ができるが、増加費用が発生するときは、第9章の定めに従う。

第4条 (本事業の概要)

- 1 本事業は、展示物等更新業務、維持管理業務及び運營業務等を遂行する業務とこれらに付随

し、関連する一切の業務（民間事業者提案による業務を含む。）により構成される。

疑義を避けるため、付帯事業に係る業務は、本事業に含まれないことを確認する。

- 2 受注者は、本事業及び付帯事業を、本契約、入札説明書等及び民間事業者提案に従って遂行しなければならない。
- 3 本契約、入札説明書等及び民間事業者提案の規定に矛盾、齟齬がある場合、本契約、入札説明書等及び民間事業者提案の順にその解釈が優先する。ただし、民間事業者提案が入札説明書等に示された水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、民間事業者提案が入札説明書等に優先するものとする。
- 4 入札説明書等の各資料間で記載内容に矛盾、齟齬が存する場合には、作成又は締結の日付が後のものが優先するものとし、その他の場合は、発注者及び受注者は、協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定する。
- 5 受注者は、本事業期間中、付帯施設について、譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分をしてはならない。

第5条 （事業の場所）

本事業及び付帯事業を実施する場所は、広島県呉市宝町五丁目 32 番所在の施設内及びその周辺敷地とし、別紙 2（事業場所）に示すとおりとする。

第6条 （本施設の名称）

本施設の名称は、海上自衛隊呉史料館とし、その名称変更権は発注者に帰属する。

第7条 （事業日程）

本事業は、別紙 3（事業日程）として添付する日程表に従って実施される。なお、付帯事業は、維持管理・運営期間において実施されるものとする。

第8条 （事業の留意点）

- 1 受注者は、本事業の実施に当たり、契約期間終了後の本施設の維持管理・運営及び修繕等に要する費用の節減に配慮しなければならない。
- 2 受注者は、建築基準法、消防法等の関係法令の規定に適合するよう本事業及び付帯事業を実施しなければならない。
- 3 受注者は、善良なる管理者としての注意をもって、本契約を履行しなければならない。
- 4 受注者は、本事業及び付帯事業の実施にあたり、本施設について発生する損害や増加費用等について、本事業の遂行に支障とならないよう配慮するものとし、また、当該損害や増加費用を最小限にするよう努めなければならない。
- 5 受注者は、事業期間中、民間事業者提案に基づき自己の責任と費用で付帯事業を実施しなければならない。受注者は、付帯事業の実施にあたり、付帯施設の設置等工事を要する場合には、その設計及び施工を自己の費用と責任において、入札説明書等で許容された範囲で、民間事業

者提案に基づき展示物等更新期間において展示物等更新業務に係る計画及び業務実施の手続及び日程に準じて行うものとする。

第9条 （許認可及び届出等）

- 1 受注者は、本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可（民間事業者提案による本事業に係る業務に関する許認可のみならず、付帯事業に係る本施設の使用許可を含む。以下、別段の断りない限り同じ。）を、自己の責任及び費用負担において取得する。また、受注者は、本契約上の義務を履行するために必要となる一切の届出等（民間事業者提案による業務に関する届出等を含む。以下同じ。）を、自己の責任及び費用負担において作成し、提出する。ただし、発注者が自ら許認可の取得又は届出等を行う必要がある場合、発注者が必要な措置を講ずるものとし、当該措置を講ずるため発注者が受注者に対し協力を求めたときは、受注者はこれに応じるものとする。
- 2 発注者は、受注者が発注者に対して協力を求めた場合、受注者による前項本文に定める許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について必要な協力をする。
- 3 受注者は、第1項本文に定める許認可の取得及び維持に関する責任（許認可の取得遅延及び失効により発生する増加費用を含む。）を負担する。ただし、受注者による許認可の取得や届出の遅延等が発注者の責めに帰すべき事由による場合、発注者は付帯事業に係る本施設の使用許可の遅延等に起因する一切の損害及び増加費用を除き、当該許認可の取得や届出の遅延等に起因する合理的な増加費用を負担しなければならない。

第10条 （受注者の資金調達）

- 1 本契約に別段の定めがある場合を除き、本事業及び付帯事業の実施に関連する一切の費用は、すべて受注者が負担し、また本事業及び付帯事業に関する受注者の資金調達は受注者が自己の責任において行う。
- 2 受注者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けるため、発注者に対する協力要請があった場合には、発注者はその支援を受注者が受けることができるよう、可能な限り協力する。

第11条 （入札説明書等の内容変更等）

本契約に別段の定めがある場合を除き、発注者の提示する入札説明書等の文書又は資料の誤り又は内容の変更に起因して、受注者において本事業に係る費用の増加又は損害が生じた場合、当該増加費用及び損害は合理的な範囲内で発注者が負担するものとする。ただし、受注者が当該誤りを知っていた場合又は重大な過失により知り得なかった場合や、当該増加費用や損害を回避できたにもかかわらず回避しなかった場合については、この限りではない。

第12条 （監視職員）

- 1 発注者は、その裁量により監視職員を置くことができる。発注者が監視職員を置いたときは、

本契約締結の日から 10 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、その氏名を受注者に通知するものとする。また、監視職員を変更したときも変更した日から 10 日（休日を含まない。）以内にその氏名を受注者に通知するものとする。

- 2 監視職員は、本契約の他の条項に定めるもの及び本契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて監視職員に委任する次の各号に掲げる権限を有する。
 - (1) 本事業の適正かつ確実な実施についての受注者又は受注者の代理人に対する請求、通知、確認、承諾又は協議本契約の義務履行に係る本事業の実施状況の監視
 - (2) 受注者の財務状況並びに本事業に係る業務の受注者からの下請け又は再委託を受けた者との契約内容の監視
 - (3) 受注者が作成及び提出した資料の確認
- 3 発注者は、2 名以上の監視職員を置いた場合に、(i) 前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監視職員の有する権限の内容を、(ii) 前項に定めるもののほかに監視職員に本契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知するものとする。
- 4 第 2 項の規程に基づく監視職員の請求、通知、確認又は承認は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監視職員を置いたときは、本契約に定める請求、通知、報告、申出、確認、承諾、及び解除は、監視職員を経由して行うものとする。この場合においては、監視職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

第 13 条 （総括代理人）

- 1 受注者は、その裁量により総括代理人（自然人に限る。）を置くことができる。受注者が総括代理人を置いたときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。また、総括代理人を変更したときも同様とする。
- 2 総括代理人は、受注者による本契約の履行に関し、その運営及び取締りを行うものとし、本契約に基づく受注者の一切の権限のうち、次に掲げる権限を除いた権限について、受注者を代理することができるものとする。
 - (1) 契約金額の変更に関する意思表示
 - (2) 契約金額の請求及び受領
 - (3) 第 14 条第 1 項の請求の受理
 - (4) 第 14 条第 2 項の決定及び通知
 - (5) 契約の解除に係る権限
 - (6) 発注者に対する増加費用又は損害賠償の請求及び受領その他発注者に対する金銭債権に掛かる請求及び受領
- 3 受注者は前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち総括代理人に代理権を与えず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

- 4 本契約上、総括代理人の責めに帰すべき事由は、受注者の責めに帰すべき事由に該当するものとし、受注者は総括代理人の行為について、発注者に対し責任を負う。

第 14 条 （代理人に関する措置請求）

- 1 発注者又は監視職員は、総括代理人が、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について誠実に対応するものとし、その結果を請求を受けた日から 10 日以内（休日を含まない。）に発注者に報告しなければならない。
- 3 受注者は、監視職員がその職務の執行につき不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内（休日を含まない。）に受注者に通知しなければならない。

第 15 条 （その他）

- 1 本契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾、確認、催告及び解除は、書面により行わなければならない。
- 2 本契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 本契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、業務要求水準書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年 5 月 20 日法律第 51 号）に定めるところによる。
- 5 本契約における期間の定めについては、民法（明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号）及び会社法（平成 17 年法律第 86 号）の定めるところによる。

第 2 章 展示物等更新業務における改修企画

第 16 条 （本施設改修計画）

- 1 受注者は、本契約締結後速やかに、入札説明書等に従い、本事業に係る全体スケジュール表を作成し、発注者に提出する。
- 2 受注者は、本契約締結後速やかに、発注者と協議の上、本契約、入札説明書等及び民間事業者提案に基づき、展示物等更新業務に係る全体スケジュール表を提出したうえで、それに従って、本施設改修計画の策定を開始し、第 21 条の定めるところに従って完成した本施設改修計画につき発注者の確認を受ける。なお、受注者は、本施設改修計画の策定するにあたり、その着手前に、計画業務の責任者を設置し、組織体制と合わせて書面にて発注者に通知しなければ

ならない。

- 3 受注者は、本施設改修計画に関する一切の責任（計画上の不備、誤り及び受注者の都合による計画変更から発生する増加費用の負担を含む。）及び費用を負担する。
- 4 発注者は、受注者に対して本施設改修計画策定の進捗状況に関して適宜報告を求めることができる。
- 5 発注者は、第 2 項及び前項の報告及び確認を理由として、本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担しない。

第 17 条 （第三者による策定）

- 1 受注者は、本施設改修計画策定の全部又は一部を第三者に実施させることができる。ただし、受注者は、事前に、かかる本施設改修計画の全部又は一部を策定する第三者の商号、住所その他発注者が別途定める事項を、発注者に事前に通知しなければならない。
- 2 受注者が本施設改修計画の全部又は一部を第三者に策定させる場合、すべて受注者の責任及び費用負担において行うものとし、本施設改修計画の策定に関して受注者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて受注者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、受注者が負担するものとする。

第 18 条 （関連行政手続）

- 1 受注者は、自己の責任により、本事業及び付帯事業の実施のために必要な法令に定める手続を行わなければならない。
- 2 受注者は、発注者に対し、前項に定める手続について、事前説明及び事後報告を行わなければならない。

第 19 条 （本施設改修計画の変更）

- 1 発注者は、必要があると認める場合、受注者に対して、明渡完了予定日の変更を伴わずかつ民間事業者提案の範囲を逸脱しない限度で、計画変更を求めることができる。この場合、受注者は、当該変更の要否及び受注者の本事業の実施に与える影響を検討し、発注者に対して 15 日（休日を含まない。）以内にその結果を通知しなければならない。発注者はかかる受注者の検討結果を踏まえて計画変更の要否を最終的に決定し、受注者に通知する。受注者はかかる発注者の通知に従うものとする。ただし、発注者は、付帯施設のみに係る計画変更を受注者に求めることはできない。
- 2 前項の規定に従い発注者の請求により受注者が計画変更を行う場合で、当該計画変更が受注者の責めに帰すべき事由によらない場合において、当該変更により受注者に増加費用（展示物等更新業務に係る増加費用のほか、将来の維持管理業務又は運營業務に係る増加費用を含むが、計画図書の修正に要する費用は除外されるものとし、第 21 条第 3 項の定めるところに従う。以下、本条において同じ。）が発生したときは、発注者が当該費用を負担するものとする。この場合、発注者は、展示物等更新業務に係る増加費用については、展示物等更新業務に係るサ

サービス対価に算入し、維持管理業務又は運營業務に係る増加費用については、当該業務に係るサービス対価に算入することにより、それぞれのサービス対価の支払額に算入して支払うものとする。他方、当該変更により展示物等更新業務、維持管理業務又は運營業務に係る費用の減少が生じたときには第6章（本事業の対価の支払）に定める当該費用の減少が生じた業務に係るサービス対価の支払額を減額する。ただし、付帯施設に係る費用の増減については、発注者と受注者の負担割合は協議により定めるものとする。

- 3 受注者は、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、本施設改修計画に係る計画変更を行うことはできないものとする。ただし、付帯施設のみに係る計画変更は、入札説明書等の範囲内で、受注者は、自己の費用と責任で随意に行うことができる。
- 4 受注者は、第1項の規定に従い発注者の請求により計画変更を行うときに第2項の場合に該当しない場合、並びに、発注者の事前の承諾を得て本施設改修計画に係る計画変更を行う場合において、当該計画変更により受注者に増加費用が発生したときは、受注者が当該費用を負担し、費用の減少が生じたときは、当該費用の減少額に応じて第6章（本事業の対価の支払）に定める当該費用の減少が生じた業務に係るサービス対価の支払額を減額する。

第20条 （施設の瑕疵による計画変更等）

- 1 発注者は、本施設を現状にて受注者に対して引き渡す義務を負うほか、以下の各項による場合以外は、本施設の瑕疵に関する責任を負わない。
- 2 受注者は、発注者が受注者に対して本事業の入札手続において提供した本施設に関する情報及び現場確認の機会（以下本条において「施設等情報」という。）から合理的に推測できる本施設の瑕疵については、自己の責任及び費用負担をもって、必要な対策を講じなければならない。発注者は、施設等情報から合理的に推測できる本施設等の瑕疵に起因して発生した損害及び増加費用については、何ら負担しないものとする。
- 3 第38条第1項の定めるところに従って明渡しを行う日までに、施設等情報から合理的に推測できなかった本施設の瑕疵に起因して計画変更をする必要が生じた場合、受注者は発注者に対し、計画変更の承諾を求めることができ、発注者は、必要かつ相当と判断したときは、これを承諾する。
- 4 発注者は、前項に基づく計画変更に起因する本施設の展示物等更新業務、維持管理業務及び運營業務並びに新たな資金調達に伴い発生する合理的な費用を負担するものとし、展示物等更新業務に係る増加費用については、展示物等更新業務に係るサービス対価に算入し、維持管理業務又は運營業務に係る増加費用については、当該業務に係るサービス対価に算入することにより、それぞれのサービス対価の支払額に算入して支払うものとする。他方、当該変更により展示物等更新業務、維持管理業務又は運營業務に係る費用の減少が生じたときは、第6章（本事業の対価の支払）に定める当該費用の減少が生じた業務に係るサービス対価の支払額を減少する。
- 5 第3項の場合、発注者及び受注者は協議の上、明渡完了予定日を変更することができる。
- 6 発注者は、施設等情報から合理的に推測できなかった本施設の瑕疵により、受注者に発生した合理的な増加費用及び損害を補償する。ただし、付帯施設に関する増加費用及び損害はこの

限りでない。

- 7 施設等情報から合理的に推測できなかった本施設の瑕疵に関する発注者の責任の受注者による請求期間は、本施設改修の各工事に関し、当該工事について第 38 条第 1 項の定めるところに従って明渡しを行った日から 1 年間までとする。

第 21 条 （本施設改修計画の完成）

- 1 受注者は、本施設改修計画の完成後遅滞なく、業務要求水準書に定める本施設改修計画の完成時に発注者の確認を得るべき各図書をそれぞれ発注者に提出し、その説明を行い、その確認を受けなければならない。計画変更を行う場合も同様とする。この場合において、当該図書の提出は、別紙 3（事業日程）の日程に従うものとする。
- 2 発注者は、前項の定めるところに従って提示された図書が本契約、入札説明書等、民間事業者提案もしくは発注者と受注者の打ち合わせにおいて合意された事項に従っていない、又は前項の定めるところに従って提示された図書では本契約、入札説明書等、民間事業者提案及び発注者と受注者の打ち合わせにおける合意において要求される仕様を満たさないと判断する場合は、受注者と協議の上、受注者の責任及び費用負担において修正することを受注者に対し求めることができる。
- 3 受注者は、発注者からの指摘によりもしくは自ら本施設改修計画に不備・不具合等を発見したとき又は第 19 条の定めるところに従って本施設改修計画の変更がなされたときは、第 19 条に基づき発注者が増加費用を負担するべき場合を除き、自己の責任及び費用負担において速やかに計画図書の修正を行い、修正点について発注者に報告し、その確認を受けるものとする。本施設改修計画の変更後も同様とする。
- 4 発注者は、第 2 項の修正要求並びに前項の報告及び確認を理由として、本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担しない。
- 5 受注者が本条前各項に従い提出した図書のうち、費用内訳明細書は、本契約に特に定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 6 第 2 項及び第 3 項に規定する修正の結果、第 38 条第 2 項に基づく明渡しの完了が遅延した場合、第 40 条第 4 項の規定を適用する。

第 3 章 展示物等更新業務における改修企画の実施による本施設の更新

第 1 節 総 則

第 22 条 （本施設改修の実施）

- 1 受注者は、入札説明書等、計画図書及び民間事業者提案に従い、本施設改修を実施する。受注者は、本施設改修の着手に当たっては、発注者に事前に通知する。受注者は、本施設改修の実施に当たっては、入札説明書等に従い、第 23 条に基づき策定された実施計画書に基づき本施設の休館日程を踏まえて本施設の通常営業に支障がないよう本施設改修を実施しなければな

らない。

- 2 受注者は、本施設改修に必要な仮設、施工方法その他一切の手段については、自己の責任及び費用負担で定めるものとする。
- 3 受注者は、本施設改修に必要な工事用電気、水道、ガス等については、自己の費用及び責任において調達しなければならない。

第 23 条 （本施設改修の実施計画書）

受注者は、本施設改修の着手前に入札説明書等に定める書類等により構成される実施計画書を入札説明書等に従って作成し、発注者に提出する。この場合、入札説明書等に従い、本施設の休館日程を踏まえて本施設の通常営業に支障がないよう本施設改修の実施計画を作成しなければならない。

第 24 条 （第三者による実施）

- 1 受注者は、本施設改修を改修企業に実施させなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、事前に発注者の承諾を得た場合に限り、改修企業以外の第三者に、本施設改修の全部又は大部分を実施させることができる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、本施設改修の一部を改修企業以外の者に実施させることができる。ただし、受注者は、事前に、本施設改修の一部を実施する者の商号、住所その他発注者が別途定める事項を、発注者に事前に通知しなければならない。
- 4 受注者が本施設改修の全部又は一部を第三者に実施させる場合、すべて受注者の責任及び費用負担において行うものとし、本施設改修に関して受注者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて受注者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、受注者が負担するものとする。

第 25 条 （業務履行監理）

- 1 受注者は、入札説明書等及び民間事業者提案に従い、本施設改修の業務実施にあたり、計画図書に従って本施設改修が実施されるよう、その業務履行を適切に監理する。
- 2 本施設改修において工事が施工される場合、その工事監理は、すべて受注者の責任において法令及び入札説明書等に従って適正に実施されるものとする。
- 3 受注者は、第三者の使用を含め、本施設改修の工事監理その他前各項の定めるところに従って実施されるべき業務履行監理に起因する一切の責任を負うものとする。

第 26 条 （本施設の管理）

- 1 受注者は、本施設改修の実施のため、本契約の締結を以て本施設改修の実施対象箇所について現状で明渡しを受けたものとみなされるものとする。
- 2 受注者は、善良なる管理者の注意義務をもって本施設を管理する。

第 27 条 （本施設改修に伴う各種調査）

- 1 受注者が本施設に関して現地調査を行う場合、自らの責任及び費用負担においてこれを行うものとする。
- 2 受注者が行う測量等の現地調査の不備、誤り等によって生じた増加費用は、受注者が負担するものとする。

第 28 条 （本施設改修に伴う近隣対応）

- 1 発注者が入札説明書等で受注者に対して提示する条件に関して生じた住民反対運動や訴訟については、発注者が責任を負うものとする。
- 2 本契約の契約締結日から本施設改修の実施の着手日までの間に、受注者は、自己の責任と費用負担において、入札説明書等及び民間事業者提案に従い、近隣住民等に対し事業計画（第 4 条に定める事項及び内容の計画をいう。以下この条において同じ。）及び本施設改修計画の説明を行い、了解を得るよう努めなければならない。発注者は、必要と認める場合、受注者が行う説明に協力しなければならない。
- 3 受注者は、前項の説明に先立ち、受注者が実施しようとする説明の方法、時期及び内容について、発注者に対して説明を行わなければならない。
- 4 受注者は、発注者の事前の承諾を得ない限り、近隣対応の不調を理由として事業計画の変更をすることはできない。この場合、発注者は、受注者が更なる適切な対応を行っても近隣住民等の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、事業計画の変更を承諾するものとする。
- 5 前項の定めにかかわらず、近隣対応の結果、第 38 条第 2 項に基づく明渡しの完了遅延が見込まれる場合、発注者及び受注者は協議の上、速やかに明渡完了予定日を変更することができる。
- 6 近隣対応の結果、受注者に生じた費用（その結果として明渡完了予定日に変更されたことによる費用増加も含む。）については、受注者が負担するものとする。ただし、入札説明書等において発注者が受注者に提示した条件に直接起因するものについては、相当と認める範囲で発注者が費用を負担するものとする。
- 7 受注者が本条の規定に基づき合理的な近隣対応を実施したにもかかわらず、当該近隣住民等の反対等により、本事業の実施が不可能もしくは著しく困難であると発注者が認めた場合には、発注者は、受注者と協議の上、本契約を解除することができる。かかる解除については、第 78 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

第 2 節 発注者による確認

第 29 条 （説明要求等）

- 1 発注者は、本施設改修が本契約、計画図書（発注者と受注者との打ち合わせの結果を含む。以下本条において同じ。）又は入札説明書等及び民間事業者提案に従い行われていることを確認するために、本施設改修の状況並びに本施設の施設及び設備の更新又は品質管理について、

受注者に事前に通知した上で、受注者又は改修企業に対して説明を求めることができるものとし、また、本施設改修の実施現場において本施設改修の状況を受注者の立会いの上確認することができるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定する説明及び確認の実施について、発注者に対して協力をを行うとともに、改修企業をして、発注者に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。
- 3 前2項に規定する説明又は確認の実施の結果、本施設改修の状況が本契約、計画図書もしくは入札説明書等及び民間事業者提案に従っていないと発注者が判断した場合又は本契約、計画図書もしくは入札説明書等及び民間事業者提案に規定する仕様を満たさないと発注者が判断した場合、発注者は、受注者に対してその是正を求めることができ、受注者は、これに従わなければならない。
- 4 発注者は、本施設改修に係る工事に関して建設業法（昭和24年法律第100号）の適用がある場合には、受注者から施工体制台帳（同法第24条の7に規定する施工体制台帳をいう。）及び施工体制に係る事項について報告を求めることができる。

第30条（中間確認）

- 1 本施設改修が本契約、入札説明書等、計画図書（発注者と受注者との打ち合わせの結果を含む。以下本条において同じ。）及び民間事業者提案に従い行われていることを確認するために、発注者は、展示物等更新期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができるものとする。
- 2 中間確認の結果、改修状況が本契約、入札説明書等、計画図書もしくは民間事業者提案に従っていないと発注者が判断した場合又は本契約、入札説明書等、計画図書及び民間事業者提案に規定する仕様を満たさないと発注者が判断した場合、発注者は受注者に対してその是正を求めることができ、受注者はこれに従わなければならない。
- 3 発注者は、前2項に規定する中間確認の実施を理由として、本施設改修の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

第3節 業務完了検査等

第31条（業務完了検査）

- 1 受注者は、展示物等更新業務の各業務に関し、当該業務が完了した後速やかに、自己の責任及び費用負担において、当該業務の業務完了検査を行うものとする。
- 2 発注者は、前項に規定する業務完了検査への立会いを求めることができる。ただし、発注者は、かかる立会いの実施を理由として何らの責任を負担するものではない。
- 3 受注者は、業務完了検査に対する発注者の立会いの実施の有無を問わず、発注者に対して、展示物等更新業務の各業務に関し、入札説明書等に従い、当該業務に係る業務完了検査（化学物質の室内濃度測定その他各種試験等並びに機器・器具等の試運転を含む。）の結果にその各種試験等の結果の写しを添えたもの（以下総称して「展示物等更新業務報告書」という。）を提出しなければならない。

第 32 条 （発注者による業務完了確認）

- 1 発注者は、前条第 3 項の展示物等更新業務報告書を受領してから 14 日（休日を含まない。）以内に、発注者、受注者及び改修企業の立会いの上、当該展示物等更新業務報告書に係る業務の業務完了確認を行う。確認に際して、受注者は、現場説明、施工記録等の資料提供などにより、発注者に協力しなければならない。
- 2 発注者は、前項に定める業務完了確認により当該業務完了確認に係る業務が入札説明書等、計画図書（発注者と受注者との打ち合わせの結果を含む。以下本条において同じ。）及び民間事業者提案どおりに完了していると認めるときは、当該業務の完了の承諾を行わなければならない。
- 3 発注者は、第 1 項（次項により準用される場合を含む。）に定める業務完了確認により当該業務完了確認に係る業務が入札説明書等、計画図書及び民間事業者提案どおりに完了していないと認めるときは、不備・不具合等の具体的内容を明らかにし、期間を定めて受注者に対しその是正を求めることができる。ただし、かかる事項が付帯施設のみに係る場合、発注者と受注者は協議によりその取り扱いを定めるものとする。
- 4 受注者は、前項の規定により発注者から是正を求められた場合には、速やかに是正を行い、その完了後、あらためて第 1 項乃至第 3 項に準じて当該是正の対象となった業務に関して発注者の業務完了確認及び当該業務の完了の承諾を得なければならない。この場合には、本条第 1 項に掲げる期限の定めは適用せず、発注者は速やかに手続を行わなければならない。
- 5 前項に規定する是正の結果、第 38 条第 2 項に基づく明渡し完了が遅延した場合は、第 40 条第 4 項の規定を適用する。

第 33 条 （発注者による業務完了確認通知）

- 1 発注者は、展示物等更新業務の各業務に関し、当該業務の完了を承諾する場合には、速やかに、受注者に対して、当該業務に係る業務完了確認通知を行うものとする。
- 2 発注者は、前項に規定する業務完了確認通知を行ったことを理由として、本施設改修及び維持管理・運営の全部又は一部について何らの責任を負担するものではなく、また、受注者は、その提供する維持管理・運營業務が業務要求水準書又は民間事業者提案に定める水準に満たなかった場合において、発注者が前項に規定する業務完了確認通知を行ったことをもってその責任を免れることはできない。

第 4 節 明渡完了予定日の変更

第 34 条 （明渡完了予定日の変更）

発注者の責めに帰すべき事由又は不可抗力により第 38 条第 2 項に基づく明渡し完了遅延が見込まれる場合には、発注者及び受注者は協議の上、明渡完了予定日を変更することができる。

第5節 損害等の発生等

第35条 (第三者に対する損害賠償)

- 1 展示物等更新業務において第三者に損害が生じた場合、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第89条第2項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたもの及び受注者が善良なる管理者の注意義務を尽くしたにもかかわらずやむを得ず生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、展示物等更新業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下等により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその合理的な範囲の損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち展示物等更新業務の実施につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 発注者は、第1項本文に規定する損害について第三者に対して賠償した場合、受注者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。受注者は、発注者からの請求を受けた場合、速やかに発注者に支払わなければならない。

第36条 (法令変更又は不可抗力による損害)

- 1 法令変更により展示物等更新業務の実施において追加費用が生じた場合は第8章（法令変更）の規定によるものとする。
- 2 不可抗力により本施設改修の実施部分に損害が生じた場合は第9章（不可抗力）の規定によるものとする。

第37条 (履行保証)

履行保証は求めない。

第4章 明渡しの完了等

第38条 (明渡し)

- 1 受注者は、展示物等更新業務の各業務に関し、第33条の定めるところに従って発注者から業務完了確認通知を受領し次第、当該業務により本施設改修の実施後のその対象箇所についての本施設の占有を維持管理・運営が可能な状態にして発注者に明け渡さなければならない。
- 2 受注者は、展示物等更新業務のすべての業務に関し、明渡完了予定日までに、第33条の定めるところに従って発注者から業務完了確認通知を受領し、かつ、前項の定めるところに従って本施設の占有の明渡しを完了しなければならない。

第 39 条 （完成図書）

- 1 受注者は、展示物等更新業務の各業務に関し、第 31 条第 3 項の定めるところに従って発注者に対して当該業務に係る展示物等更新業務報告書を提出するにあたり、当該業務に係る入札説明書等に定める書類等により構成される完成図書（完成時の提出書類として業務要求水準書に記載する部数でなければならない。以下同じ。）を提出しなければならない。ただし、受注者が事前に発注者の承諾を得た場合には、この限りでない。
- 2 受注者は、展示物等更新業務のすべての業務を完了後に前条の定めるところに従って最後の本施設改修の実施後のその対象箇所についての本施設の占有を発注者に明け渡すにあたり、前項ただし書に基づき発注者の承諾を得て未提出としたものがある場合には、これをすべて提出し、展示物等更新業務のすべての業務に係るすべての完成図書の提出を完了するものとする。

第 40 条 （明渡しの完了遅延）

- 1 受注者は、第 38 条第 2 項に基づく明渡しの完了遅延が見込まれる場合、明渡完了予定日の 30 日前（休日を含む。）までに、当該遅延の原因及びその対応計画を発注者に通知しなければならない。ただし、第 32 条第 4 項による是正を行う必要から遅延が見込まれる場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、前項に規定する対応計画において、可及的速やかに第 38 条第 2 項に基づく明渡しの完了を履行するための対策を明らかにしなければならない。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由に起因して第 38 条第 2 項に基づく明渡しの完了が遅延する場合、発注者は、当該遅延への対応に要する合理的な増加費用を負担しなければならない。かかる増加費用については、発注者は、展示物等更新業務に係る増加費用については、展示物等更新業務に係るサービス対価に算入し、維持管理業務又は運営業務に係る増加費用については、当該業務に係るサービス対価に算入することにより、それぞれのサービス対価の支払額に算入して支払うものとする。
- 4 受注者の責めに帰すべき事由によって第 38 条第 2 項に基づく明渡しの完了が遅延する場合、受注者は、当該遅延への対応に要する費用を負担する他、明渡予定日から実際に展示物等更新業務に係るすべての業務を完了して第 38 条第 2 項に基づく明渡しを完了した日までの日数に応じ、明渡しの完了遅延に係る展示物等更新業務に係るサービス対価（疑義を避けるため、明渡予定日までに完了した業務のサービス対価相当分は控除されるものとする。）の金額に当該遅延発生時における国の債権の管理等に関する法律施行令第 29 条第 1 項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和 32 年大蔵省告示第 8 号）に定める率を乗じて計算した額を違約金として発注者に支払わなければならない。この場合において、受注者は、当該遅延に起因して発注者が被った損害額が違約金の額を上回るときは、当該差額分の金銭を発注者に支払わなければならない。
- 5 第 38 条第 2 項に基づく明渡しの完了遅延が法令変更に起因する場合は第 8 章（法令変更）の規定による。不可抗力に起因する場合は第 9 章（不可抗力）の規定による。

第 41 条 （担保責任）

- 1 発注者は、本施設改修の実施部分に計画図書、本契約、業務要求水準書その他の適用のある入札説明書等又は民間事業者提案の内容に適合しない箇所（仕様不備、品質不良、機能不全、性能未達の箇所を含むが、これらに限られない。以下「不適合箇所」という。）がある場合、受注者に対して相当の期間を定めてその不適合箇所に係る履行の追完（修補、備品についての取替えも含むが、発注者が承諾した場合に限る。以下同じ。）を請求し、履行の追完に代えもしくは履行の追完とともに展示物等更新業務に係るサービス対価の減額もしくは損害の賠償を請求し、又は、本契約を解除することができる。ただし、不適合箇所が軽微であり、かつその履行の追完に過分の費用を要するときは、この限りでない。
- 2 前項の規定による不適合箇所の履行の追完、展示物等更新業務に係るサービス対価の減額又は損害賠償の請求並びに本契約の解除の意思表示は、当該不適合箇所に係る不適合を発注者が知った日から 1 年以内にこれを行うものとする。ただし、受注者が当該不適合箇所を知り又は重大な過失により知らなかった場合は、この限りでない。また、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（平成 11 年法律第 81 号）第 94 条に規定する構造耐力上主要な部分等について生じた場合（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、第 38 条第 2 項の定めるところに従って明渡しを完了した日から 10 年間行うことができる。
- 3 前二項の定めにかかわらず、発注者は、発注者の供した材料の性質又は発注者の与えた指図によって生じた不適合を理由として、不適合箇所について履行の追完の請求、展示物等更新業務に係るサービス対価の減額の請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。
- 4 受注者は、本条の受注者の債務を保証する保証書を改修企業から徴取し発注者に差し入れる。保証書の様式は、別紙 4（保証書の様式）に定める様式による。

第 5 章 本施設の維持管理・運営

第 42 条 （維持管理・運営期間）

本施設の維持管理・運営期間は、別紙 3（事業日程）に定めるとおりとし、その開始日である令和 3 年 4 月 1 日までに、受注者は、本施設の維持管理・運営を維持管理・運営期間の開始日から滞りなく円滑に開始できるよう、本契約の締結日以降、入札説明書等及び民間事業者提案に従い、必要な準備活動を行うものとする。

第 43 条 （維持管理・運営計画の提出）

- 1 受注者は、本契約、入札説明書等及び民間事業者提案に基づいて、維持管理・運営期間中、業務要求水準書に定める水準を満たすために必要な維持管理・運営業務の方法、内容及び予定時期等を示す長期維持管理・運営計画を策定し、本契約締結後速やかに、海上自衛隊呉地方総

監に提出しなければならない。

- 2 受注者は、長期維持管理・運営計画に基づき、毎事業年度開始前に当該年度に係る年間維持管理・運営計画（以下、長期維持管理・運営計画とあわせて「維持管理・運営計画」という。）を策定し、海上自衛隊呉地方総監に提出しなければならない。ただし、受注者は年間維持管理・運営計画の策定にあたって、必要かつ合理的な範囲で、長期維持管理・運営計画を変更することができる。この場合、受注者は、長期維持管理・運営計画の変更箇所を海上自衛隊呉地方総監に示して、変更の理由及び変更内容について説明した上で、当該変更についての海上自衛隊呉地方総監の確認を受けなければならない。
- 3 発注者は、海上自衛隊呉地方総監を介して、維持管理・運営計画に関して意見を述べることができる。受注者は発注者の当該意見を尊重し、必要に応じて維持管理・運営計画の見直しを行わなければならない。

第 44 条 （維持管理・運営体制の整備）

- 1 受注者は、維持管理・運営期間の開始日までに、自己の責任と費用負担において、本施設の維持管理・運営に必要な能力を有する要員及び資機材を確保し、当該要員に対して、本施設の維持管理業務及び運営業務に必要な訓練、研修等を行うものとする。
- 2 受注者は、前項に規定する要員及び資機材を確保のうえ研修等その他の維持管理業務及び運営業務の準備を完了し、かつ、業務要求水準書及び民間事業者提案に従って本施設を維持管理・運営することが可能となった段階で、海上自衛隊呉地方総監に対して通知を行うものとする。
- 3 発注者は、受注者から前項に規定する通知が海上自衛隊呉地方総監になされた後、本施設の維持管理・運営体制等を確認するために、維持管理・運営期間の開始日までに、海上自衛隊呉地方総監を介して、維持管理・運営体制について受注者に対して説明を求めるとともに、本施設の試運営の実施を求め、これに立ち会うことができる。
- 4 前項に規定する説明及び本施設の試運営は、受注者の責任及び費用負担により行うものとする。
- 5 発注者は、第 3 項に規定する確認の結果、本施設の維持管理業務及び運営業務の実施体制が業務要求水準書及び民間事業者提案の条件を満たしていないと判断した場合、海上自衛隊呉地方総監を介して、受注者に対して是正を求めることができる。是正に係る費用は受注者が負担する。

第 45 条 （史料館職員名簿の提出等）

- 1 受注者は、業務要求水準書及び民間事業者提案に従って、維持管理業務及び運営業務の各業務に従事する者（以下「史料館職員」という。）の名簿を本契約締結後速やかに、海上自衛隊呉地方総監に提出し、維持管理・運営期間中に異動があった場合、その都度報告しなければならない。なお、史料館職員の名簿については、第 43 条第 2 項に定める維持管理・運営計画に含めることも可能である。
- 2 受注者は、維持管理業務及び運営業務の遂行に当たり、管理体制、業務分担、緊急連絡体制

等の業務に必要な書類を海上自衛隊呉地方総監に提出し、維持管理・運営期間の開始日までに、海上自衛隊呉地方総監の承諾を得るものとする。なお、これらについては、第 43 条第 2 項に定める維持管理・運営計画に含めることも可能である。

- 3 受注者は、配置する史料館職員については、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条に基づく防火管理者の資格を取得させるものとする。
- 4 発注者は、海上自衛隊呉地方総監を介して、受注者の史料館職員がその業務を行うに当たり不適当と認められるときは、その事由を明記して、受注者に対し交代を請求することができる。

第 46 条 （維持管理業務及び運営業務の実施）

- 1 受注者は、維持管理・運営期間において、本契約、入札説明書等及び民間事業者提案に従い、善良なる管理者の注意をもって、維持管理業務及び運営業務を実施する。なお、発注者は、本契約に別段の定めがない限り、これに係る費用を一切負担しないものとする。
- 2 受注者は、史料館職員をして、法令のほか、業務要求水準書に記載のサービス水準を遵守維持せしめるものとする。

第 47 条 （サービス水準の充足）

受注者は、維持管理・運営期間中、業務要求水準書及び民間事業者提案に定めるサービス水準（業務要求水準書において業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして民間事業者提案によって提案された業務を提供すべき水準をいい、民間事業者提案が業務要求水準書に示された水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合においては、業務要求水準書に優先する民間事業者提案に定める水準をいうものとする。以下同じ。）を満たすように維持管理業務及び運営業務を行わなければならない。

第 48 条 （要求水準の変更）

- 1 発注者は、維持管理・運営期間中に、合理的な理由により、業務要求水準書に定める要求水準の変更の必要が生じた場合、受注者に対して業務要求水準書の変更を求めることができる。
- 2 業務要求水準書の変更により維持管理業務又は運営業務に増加費用が生じた場合には、発注者が増加費用を負担するものとし、当該増加費用相当額を、当該業務に係るサービス対価の支払額に算入するものとする。なお、この場合の支払額の変更については、発注者と受注者の両者の合意したところによる。
- 3 受注者は、維持管理・運営期間中に、合理的な理由により、業務要求水準書に定める要求水準の変更の必要が生じた場合、発注者に対して業務要求水準書の変更を求めることができる。
- 4 受注者は、前項の変更要求を行う場合、発注者に対して協議の開催を申し出るものとする。発注者は、受注者との協議に速やかに応じなければならない。
- 5 受注者は、かかる協議期間中も、維持管理業務及び運営業務を実施しなければならない。
- 6 第 4 項に定める発注者と受注者の協議の結果、業務要求水準書の変更を行うことにつき協議が成立した場合、業務要求水準書の変更を行う。この場合の支払額の変更については、発注者

と受注者の両者の合意したところによる。

- 7 業務要求水準書の変更が法令変更に起因する場合は第8章（法令変更）の規定による。不可抗力に起因する場合は第9章（不可抗力）の規定による。

第49条 （第三者による実施）

- 1 受注者は、維持管理業務及び運営業務を運営企業及び維持管理企業に実施させなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、事前に発注者の承諾を得た場合に限り、運営企業又は維持管理企業以外の第三者に維持管理業務及び運営業務の全部又は大部分を実施させることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、受注者は、維持管理業務及び運営業務の一部を運営企業又は維持管理企業以外の者に実施させることができる。ただし、受注者は、事前に、かかる維持管理業務及び運営業務の一部を実施させる者の商号、住所その他発注者が別途定める事項を、発注者に事前に通知しなければならない。
- 4 受注者が維持管理業務又は運営業務の全部又は一部を第三者に実施させる場合、すべて受注者の責任及び費用負担において行うものとし、維持管理業務又は運営業務に関して受注者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、受注者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、受注者が負担するものとする。

第50条 （施設の提供）

- 1 受注者は、海上自衛隊呉地方総監が受注者に提供する事務室を管理事務室として使用し、業務要求水準書に従い、管理人を常駐させ維持管理・運営に係る管理人事務を実施しなければならない。
- 2 受注者は、提供された管理事務室に受注者の負担で専用電話（ファクシミリ及び留守番機能付）を設置しなければならない。
- 3 受注者は、提供された施設に係る電話、暖房、電気、ガス、水道及び共益費等の使用料金を負担しなければならない。
- 4 受注者は、提供された施設（施設内設備を含む。本項において同じ。）の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担し、発注者にその費用を請求しないものとする。なお、提供された施設につき、その耐用年数経過後の故障等の正当な理由により新調が必要な場合において事前に発注者の承諾を得た当該新調のため通常必要となる合理的な再調達費用その他の経費は、発注者により負担されるものとし、受注者は、発注者の指定する手続等に従ってその全額を発注者に請求することができる。
- 5 受注者は、維持管理・運営期間が満了したとき又はそれ以前に事由の何たるを問わず本契約が終了したときは、受注者の負担で、提供された施設を原状に回復して返還しなければならない。

第 51 条 （期間終了前の検査）

受注者は、事業期間の終了の 10 日（休日を含まない。）前までに本施設及び付帯施設の状態を検査し、その結果を海上自衛隊呉地方総監に報告する。

第 52 条 （維持管理業務及び運營業務に係るモニタリング、対価の減額等）

発注者は、海上自衛隊呉地方総監を介して、維持管理・運営期間中、自己の責任及び費用で、受注者が実施する維持管理業務及び運營業務についてモニタリングを行う。かかるモニタリング及び受注者の維持管理業務及び運營業務のいずれかの業務に係るサービス対価の減額等の手続については、別紙 8（維持管理業務及び運營業務に係るモニタリング及び対価の減額等）として添付するモニタリング及び対価の減額等による。

第 53 条 （異状部分の修復）

- 1 維持管理・運営期間において、第43条第2項に規定する維持管理・運営計画に記載されていない修繕の必要が生じた場合には、受注者は、その旨を速やかに海上自衛隊呉地方総監に通知するものとし、当該通知後10日以内に当該修繕の具体的な実施計画に関する個別修繕計画書（当該修繕にかかる費用等の見積もりを必ず含むものとする。本条において「個別修繕計画」という。）を提出し、海上自衛隊呉地方総監の確認を得るものとする。この場合、発注者は、個別修繕計画の内容が業務要求水準書又は民間事業者提案に適合していないと認められる場合には、受注者に対し、相当な猶予期間を定めて個別修繕計画書の訂正を命ずることができる。なお、発注者は、かかる訂正を命ずることは海上自衛隊呉地方総監に行わせることができる。
- 2 受注者は、維持管理・運営期間中、第43条第2項に規定する維持管理・運営計画及び前項の定めるところに従って海上自衛隊呉地方総監の確認を得た個別修繕計画に従って、業務要求水準書及び民間事業者提案に基づく点検及び修繕・更新を行い、備品、消耗品を交換し、保守用機材を整備するほか、修繕その他必要な措置を講じ、異常部分の修復を行うものとする。

第 54 条 （第三者に及ぼした損害等）

受注者は、本施設の維持管理・運営に起因して維持管理・運営期間中に第三者に損害（ただし、第 89 条第 1 項に規定のある受注者が加入した保険によりてん補されるものを除く。）を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたもの及び受注者が善良なる管理者の注意義務を尽くしたにもかかわらずやむを得ず生じたものについては、発注者が負担する。

第 55 条 （業務報告）

- 1 受注者は、本施設の維持管理業務及び運營業務の実施状況並びに業務要求水準書に規定されるその他の事項を記載した業務日報を作成し、本契約終了のときまで保管しなければならない。
- 2 受注者は、発注者の請求があるときには、業務日報を発注者の閲覧に供するものとする。な

お、発注者は、業務日報の閲覧とその請求を海上自衛隊呉地方総監に行わせることができる。

- 3 受注者は、維持管理・運営期間中、本契約の終了に至るまで、毎月、当該月の末日から 10 日（休日を含まない。）以内に、当該月の維持管理業務及び運営業務の実施状況並びに業務要求水準書に規定されるその他の事項を記載した業務報告書を業務日報に基づいて作成し、海上自衛隊呉地方総監に提出して、履行確認を受けなければならない。
 - 4 業務報告書の内容や提出手続き等は、別紙 5（業務報告書の構成）のとおりとする。
 - 5 発注者は、海上自衛隊呉地方総監に受注者から提出を受けた業務報告書を確認し、20 日（休日を含まない。）以内に海上自衛隊呉地方総監を介して、その結果を受注者に通知する。
- 第 57 条第 3 項に従い受注者に支払われる維持管理業務及び運営業務に係るサービス対価が減額される場合にはあわせてその旨も通知しなければならない。

第 56 条 （報告等）

第 5 章（本施設の維持管理・運営）に定める受注者の発注者に対する報告、提出及び通知は、業務要求水準書に記載された担当部局又は機関に対してなされるものとする。

第 6 章 本事業の対価の支払

第 57 条 （本事業の対価の支払）

- 1 発注者から受注者へのサービス対価の支払額は、展示物等更新業務に係るサービス対価、維持管理業務に係るサービス対価及び運営業務に係るサービス対価に分割してそれぞれ計算するものとする。
- 2 発注者は、受注者に対し、展示物等更新業務に係るサービス対価を、第 58 条の規定に従い支払うものとする。
- 3 発注者は、受注者に対し、維持管理業務に係るサービス対価及び運営業務に係るサービス対価を、第 59 条に規定するとおりにそれぞれ支払うものとする。ただし、その支払額は、別紙 7（サービス対価の支払額の改定について）に記載の維持管理業務に係るサービス対価及び運営業務に係るサービス対価の支払額の改定方法に従い、改定されることがある。

第 58 条 （展示物等更新業務に係るサービス対価の支払時期）

発注者は、維持管理・運営期間中、展示物等更新業務に係るサービス対価を、別紙 6（対価の支払について）に定めるところにより受注者に支払う。ただし、第 38 条第 2 項に基づく明渡しの完了が遅延した場合には、各年度の支払額及び支払時期について見直しを行う。

第 59 条 （維持管理業務に係るサービス対価及び運営業務に係るサービス対価の支払時期）

- 1 海上自衛隊呉地方総監は、第 52 条に規定するモニタリングの実施及び第 55 条に規定する業務報告書の確認を行い、その結果を発注者に通知する。

- 2 発注者は、海上自衛隊呉地方総監からの通知結果に基づき業務要求水準書及び民間事業者提案に定めるサービス水準の充足を確認した上で、別紙6（対価の支払について）に定めるところにより維持管理業務に係るサービス対価及び運營業務に係るサービス対価の各支払をそれぞれ行うものとする。
- 3 発注者は、第55条の規定に基づき、海上自衛隊呉地方総監からの通知結果を確認し、海上自衛隊呉地方総監を介して、その結果を受注者に通知する。
- 4 発注者は、4月から9月まで、10月から3月までの、受注者の維持管理業務及び運營業務の履行確認及びモニタリングの終了後、当該履行確認及びモニタリングの結果に基づき、減額ポイント及びモニタリングの結果減額の必要がある場合には、減額した後の支払額（別紙7（サービス対価の支払の改定について）に基づきサービス対価の改定が行われる場合においては改定後の額）を、受注者に対し、9月、3月の履行確認終了後10日（休日を含まない。）以内に通知する。
- 5 受注者は、前項に従い発注者の支払額の通知を受けたときには、発注者に対し当該金額の請求書を速やかに送付するものとし、発注者は、当該請求書の受領後30日（休日を含む。）以内に海上自衛隊呉地方総監を介して、請求に係る維持管理業務及び運營業務に係るサービス対価を受注者に支払わなければならない。

第60条（支払額の算定方法）

維持管理業務及び運營業務の支払額は、維持管理・運営期間中において、業務要求水準書に定める要求水準が確保されなかった状況に応じ、別紙8（維持管理業務及び運營業務に係るモニタリング及び対価の減額等）に規定された方法により減額される。

第7章 事業期間及び契約の終了等

第61条（事業期間）

- 1 本事業の事業期間は、本契約締結日から令和10年3月31日までとし、当該期間において本契約の各規定は、発注者及び受注者を法的に拘束する。ただし、別段の定めがある場合には、当該定めに従うものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、受注者は、事業期間中に付帯事業を終了させたい場合には、180日（休日を含む。）以上前に発注者に通知することにより、付帯事業を終了させることができる。

第62条（契約終了時の事務）

- 1 受注者は、本契約が終了した場合において、本施設内に、受注者が所有又は管理する更新設備・機器、設置器具・用具、業務機械器具、仮設物その他の物件（受注者から業務を請け負い

又は受託した者等の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは受注者は自己の費用及び責任で当該物件等を直ちに撤去し、海上自衛隊呉地方総監の確認を受けなければならない。

- 2 受注者は、本契約の全部又は一部が終了する場合には、発注者又は発注者の指示する者に、本契約の終了に係る本施設の維持管理業務及び運営業務の必要な引継ぎを行わなければならない。
- 3 受注者は、事由の如何を問わず、本契約の全部又は一部が終了した場合には、第 55 条の規定にかかわらず、本条第 2 項の業務をすべて終了した上で、業務終了から 10 日（休日を含まない。）以内に、本契約の終了に係る本施設の維持管理業務及び運営業務の最終支払対象期間の業務報告書を海上自衛隊呉地方総監に提出し、海上自衛隊呉地方総監の確認を受けるものとする。
- 4 受注者の維持管理業務及び運営業務の実施期間（対価の支払のない期間に限る。）が 6 ヶ月（休日を含む。）に満たない場合には、発注者は、受注者の実施期間に応じて日割りした金額を、当該維持管理業務及び運営業務に係るサービス対価として受注者に支払うものとする。
- 5 受注者は、本契約が終了する場合、付帯施設を撤去し、原状回復するものとし、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の処分を行わないときは、発注者は、受注者に代わって原状回復の処分を行うことができ、これに要した費用を受注者に求償することができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分について異議を申し出ることができない。ただし、受注者は、本契約が終了するにあたり、事前に発注者の承諾を得て、付帯施設に係る受注者の所有権を原状有姿にて無償で移転した場合には、この限りでない。

第 63 条 （発注者による任意解除）

発注者は、本事業の必要がなくなった場合、本施設の転用が必要となった場合又はその他発注者が必要と認める場合には、90 日（休日を含む。）以上前に受注者に通知することにより、本契約を解除することができる。

第 64 条 （発注者の債務不履行等による解除）

発注者が本契約上の重要な義務に違反し、受注者による通知の後、60 日（休日を含む。）以内に当該違反が是正されない場合、又は発注者の責めに帰すべき事由により、本契約に基づく受注者の重要な義務の履行が不能となった場合、受注者は本契約を解除することができる。

第 65 条 （受注者の債務不履行等による解除）

- 1 本施設について受注者が次の各号の一に該当するときは、発注者は、催告することなく直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 正当な理由なく、本施設改修計画の策定又は本施設改修の実施に着手すべき時期を過ぎても、本施設改修計画の策定又は本施設改修の実施に着手せず、発注者が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、本施設改修計画の策定又は本施設改修の実施に着手しないとき。

- (2) その責めに帰すべき事由により、明渡完了予定日から 90 日（休日を含むが、発注者の責めに帰すべき遅延の期間を除くものとする。）が経過しても、第 38 条第 2 項に基づく明渡し完了できないとき、又はその見込みが明らかでないとき。
 - (3) その責めに帰すべき事由により、本契約の履行が不可能又は困難となったとき。
 - (4) 発注者と●グループとの間の令和●年●月●日付け「海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業に関する基本協定書」が発注者により解除されたとき。
 - (5) 前各号に規定する場合のほか、本契約に違反しその違反により本契約の目的を達することができないと発注者が判断したとき。
- 2 第 1 項各号及び第 4 項に規定されるもの以外で、受注者が本契約上の義務を履行せず、かつ、発注者が相当の期間を定めて催告してもなお受注者が履行しないときは、発注者は、本契約を解除することができる。
 - 3 受注者の破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始又は特別清算手続開始その他これらに類似する倒産手続の開始が申立てられたときは、発注者は、催告することなく直ちに本契約を解除することができる。
 - 4 発注者は、受注者が実施する維持管理・運營業務の水準が業務要求水準書に定める要求水準を満たさない場合、別紙 8（維持管理業務及び運營業務に係るモニタリング及び対価の減額等）に規定されるるところに従って本契約を解除することができる。

第 66 条 （解除の効力）

- 1 第 63 条、第 64 条、及び第 65 条の規定により本契約が解除された場合において、当該解除が第 38 条第 2 項による明渡しの完了前であるときは、発注者は、本施設改修のうち、明渡し完了していない本施設改修の実施の仕掛かり部分（受注者により設置された設備、什器・備品その他の有体物並びに受注者の展示物等更新業務の実施の成果と発注者が認めたものをいう。以下同じ。）について、第 69 条による検査を行い、検査に合格した部分の明渡しを受けることができる。
- 2 第 63 条、第 64 条、及び第 65 条の規定により本契約が解除された場合においても、当該解除が第 38 条第 2 項に基づく明渡しの完了の前を問わず、発注者は本施設の所有権を引き続き保有するものとする。
- 3 第 63 条、第 64 条、及び第 65 条の規定により本契約が解除された場合において、発注者が第 1 項に定める仕掛かり部分の明渡しを受けないことを選択した場合、発注者は、受注者に対し、明渡しを受けないことを選択した本施設改修の実施に係る仕掛かり部分を原状回復するよう請求できる。かかる場合において、第 63 条又は第 64 条の規定により本契約が解除された場合、発注者がその費用を合理的範囲内で負担するものとし、第 65 条の規定により本契約が解除された場合、受注者がその費用を負担するものとする。なお、本契約の解除の原因が法令変更に基づく場合は第 8 章（法令変更）の規定による。また、本契約の解除の原因が不可抗力に基づく場合は第 9 章（不可抗力）の規定による。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の処分を行わないときは、発注者は、受注者に代わって原状回復の処分を行うことができ、これに要した費用を

受注者に求償することができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分について異議を申し出ることができない。

第 67 条 （損害賠償等）

- 1 第 63 条及び第 64 条の規定により契約が解除された場合、発注者は、かかる解除により受注者に発生した損害及び合理的な増加費用額を、損害金として受注者に支払うものとする。
- 2 (i)第 65 条の各項の規定により本契約が解除された場合、又は、(ii)受注者がその債務の履行を拒否し、もしくは受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合、第 38 条第 2 項に基づく明渡しの完了の前後を問わず、受注者は、未経過の事業期間において支払われるべきサービス対価の未払総額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、本条第 2 項(ii)にいう「受注者がその債務の履行を拒否し、もしくは受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合」とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 受注者は、本条第 2 項(i)又は(ii)の各場合に起因して発注者が被った損害額が第 2 項の違約金の額を上回るときは、その差額を発注者の請求に基づき支払わなければならない。
- 5 第 63 条又は第 64 条の規定に基づき、契約が解除され、解除に起因して受注者において損害が生じた場合、発注者は、受注者の被った損害を賠償しなければならない。

第 68 条 （解除時の対価等の支払）

- 1 第 63 条、第 64 条、及び第 65 条によって第 38 条第 2 項に基づく明渡しの完了前に本契約が解除された場合、発注者は、展示物等更新業務のうち、第 38 条第 1 項に基づき明渡しを受けた業務及び第 66 条第 1 項に基づき明渡しを受けた本施設改修の実施の仕掛かり部分に関し、それらの対価として、受注者に対し、当該明渡しを受けた業務及び本施設改修の実施の仕掛かり部分の対価の金額として発注者が認めた金額を一括又は分割の支払方法により支払う。
- 2 第 63 条、第 64 条、及び第 65 条によって第 38 条第 2 項に基づく明渡しの完了後に本契約が解除された場合、発注者は、第 70 条の定めるところに従って維持管理業務及び運營業務の引継ぎを受けたことを条件として、展示物等更新業務に係るサービス対価の残額（もしあれば）を、別紙 6（対価の支払について）に規定する解除前の支払スケジュールに従って、受注者に支払う。
- 3 前 2 項の場合において、第 63 条又は第 64 条によって本契約が解除された場合、受注者は、前 2 項に定める外、当該解除により生じた損害の賠償を発注者に請求をすることができ、発注

者は、かかる請求金額を支払時点までの利息を付した一括又は分割の支払方法により、受注者に支払わなければならない。

第 69 条 （仕掛かり部分の検査）

- 1 第 38 条第 2 項に基づく明渡しの完了前に本契約が解除された場合、発注者は、本施設改修のうち、明渡しが完了していない本施設改修の実施の仕掛かり部分を検査することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、当該仕掛かり部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、第 63 条又は第 64 条によって解除された場合は発注者、第 65 条によって解除された場合は受注者の負担とする。

第 70 条 （業務の引継ぎ）

- 1 本契約が解除された場合においては、受注者は、第 2 項及び第 3 項の手続終了後速やかに、維持管理・運營業務を発注者又は発注者の指定する者に引き継ぐものとする。
- 2 発注者は、本契約が解除された日から 10 日（休日を含まない。）以内に本施設の現況を検査しなければならない。この場合において、本施設に受注者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは、発注者は、受注者に対しその修補を求めることができる。
- 3 受注者は、必要な修補を実施した後速やかに、発注者に対し、修補が完了した旨を通知しなければならない。発注者は、前項の通知を受領後 10 日（休日を含まない。）以内に修補の完了の検査を行わなければならない。

第 71 条 （保全義務）

受注者は、本契約解除の通知の日から第 68 条第 1 項による明渡し（もしあれば）及び第 70 条第 1 項による維持管理・運營業務の引継ぎをいずれも完了するときまで、本施設（本施設改修の実施の仕掛かり部分（もしあれば）を含む。）について、自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。

第 72 条 （関係書類の引渡し等）

- 1 受注者は、発注者に対し、第 68 条第 1 項による明渡し（もしあれば）及び第 70 条第 1 項による維持管理・運營業務の引継ぎを完了するまでに、発注者に対して未提出の計画図書及び完成図書（ただし、図面等については受注者がすでに作成を完了しているものに限る。）その他本施設の改修、維持管理・運営に必要な書類一切を引渡さなければならない。
- 2 発注者は、第 1 項に従い引渡しを受けた図書等について、本施設の改修、維持管理・運営のために無償で自由に使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）することができるものとし、受注者は、発注者によるかかる図書等の自由な使用が第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう、必要な措置をとるものとする。

第8章 法令変更

第73条 (法令変更への対応)

- 1 発注者又は受注者は、法令変更により、本契約に基づく義務の履行ができなくなったとき、又は義務の履行はできるが、受注者に増加費用が発生するときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。
- 2 前項の場合において、通知を行った者は、通知を発した日以降、本契約に基づく義務を履行することが法令に違反する限度において本契約等に基づく履行期日における履行義務を免れるものとする。ただし、発注者及び受注者は、法令変更により相手方に発生する増加費用及び損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 3 受注者が法令変更により業務の一部を実施できなかった場合、発注者は受注者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用について、当該業務に係るサービス対価を減額することができる。

第74条 (協議)

- 1 発注者又は受注者は、相手方から前条第1項の通知を受領した場合、当該法令変更に対応するために速やかに本契約等の変更並びに増加費用及び損害の負担を含む対応方法について協議するものとする。かかる協議にもかかわらず、変更された法令の公布日から180日以内(休日を含む。)に合意が成立しない場合は、発注者が法令変更に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこれに従い本事業を継続するものとする。この場合に発注者又は受注者に生じた合理的な範囲の増加費用及び損害については、本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更の場合は発注者が、それ以外の法令変更の場合は受注者が負担するものとする。ただし、法人税等収益関係税に係る税制度の新設又は改正等の場合は受注者の負担とする。
- 2 前項の定めにかかわらず、付帯事業についての増加費用及び損害については、その一切を受注者が負担するものとする。

第75条 (法令変更による契約の終了)

- 1 前条の規定にもかかわらず、本契約の締結後における法令変更により、発注者が本事業の継続が困難と判断した場合(法令変更により本契約等の履行のために多大な費用を要すると判断した場合を含む。)、発注者は、受注者に対して書面により通知した上で、将来に向かって本契約を解除することができる。
- 2 前項の規定に基づき本契約が解除されたことによって、受注者に生じた合理的な範囲の増加費用及び損害の負担は、前条の定めによるものとする。
- 3 第66条第1項、同条第2項、第68条第1項、同条第2項は、第1項の規定により本契約が解除された場合において、これを準用する。
- 4 第1項の規定に基づき本契約が解除された場合において、発注者が前項に定めるところに従

って展示物等更新業務のいずれかの本施設改修の実施の仕掛かり部分の明渡しを受けることを選択せず、発注者が受注者に対し当該仕掛かり部分を原状回復するよう請求した場合で、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の処分を行わないときは、発注者は、受注者に代わって原状回復の処分を行うことができ、これに要した費用を受注者に求償することができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分について異議を申し出ることができない。

第9章 不可抗力

第76条 (不可抗力への対応)

- 1 受注者は、不可抗力により本契約に基づく義務の履行ができなくなったとき、又は義務の履行はできるが、増加費用が発生するときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の場合、速やかに当該不可抗力による損害状況の確認のための調査を行い、その結果を受注者に通知する。
- 3 第1項の場合において、受注者は、通知を発した日以降、当該不可抗力により影響を受ける限度において本契約等に基づく履行期日における履行義務を免れるものとする。ただし、受注者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する増加費用及び損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 4 受注者が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、発注者は受注者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用について、当該業務に係るサービス対価から減額することができる。

第77条 (協議)

- 1 発注者又は受注者は、前条第1項の場合、当該不可抗力に対応するために速やかに本契約等の変更並びに増加費用及び損害の負担を含む対応方法について協議するものとする。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から180日(休日を含む。)以内に合意が成立しない場合は、発注者が不可抗力に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこれに従い本事業を継続するものとする。
- 2 不可抗力により、発注者又は受注者に生じた合理的な範囲の増加費用及び損害の負担については、業務要求水準書で定められた要求水準を満たしていないことにより生じた損害もしくは増加費用については受注者が負担するものとする。要求水準を満たしているにもかかわらず生じた、展示物等更新業務に係る損害及び増加費用については、合理的な損害及び追加費用の額が累計でその展示物等更新業務に係るサービス対価の100分の1に至るまでは受注者が負担するものとし、これを超える額については発注者が負担する。維持管理業務及び運営業務に係る損害及び増加費用については、年間の合理的な損害及び追加費用の額が年間の維持管理業務及び運営業務に係るサービス対価(ただし、第57条による物価変動に伴う補正を考慮し、かつ、第52条による減額を考慮しない金額とする。)に相当分する額の100分の1に至るまでは受注者が負担するものとし、これを超える額については発注者が負担する。ただし、受注者が善

良な管理者の注意義務を怠ったことによって生じた増加費用及び損害については、受注者が負担する。

- 3 前項において、不可抗力に起因して損害が生じたことにより受注者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が受注者の負担する額を超える場合には、当該超過額は発注者が負担すべき額から控除する。
- 4 前各項の定めにかかわらず、付帯事業についての増加費用及び損害については、その一切を受注者が負担するものとする。

第 78 条 （不可抗力による契約の終了）

- 1 前条の規定にかかわらず、本契約の締結後における不可抗力により、発注者が本事業の継続が困難と判断した場合（不可抗力により本契約等の履行のために多大な費用を要すると判断した場合を含む。）、発注者は、受注者に対して書面により通知した上で、将来に向かって本契約を解除することができる。
- 2 前項の規定に基づき本契約が解除されたことによって、受注者に生じた合理的な範囲の増加費用及び損害の負担については、前条第 1 項及び第 2 項の定めによるものとする。
- 3 前項において、不可抗力に起因して損害が生じたことにより受注者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が受注者の負担する額を超える場合には、当該超過額は発注者が負担すべき額から控除する。
- 4 第 66 条第 1 項、同条第 2 項、第 68 条第 1 項、同条第 2 項は、第 1 項の規定により本契約が解除された場合において、これを準用する。
- 5 第 1 項の規定に基づき本契約が解除された場合において、発注者が前項に定めるところに従って展示物等更新業務のいずれかの本施設改修の実施の仕掛かり部分の明渡しを受けることを選択せず、発注者が受注者に対し当該仕掛かり部分を原状回復するよう請求した場合で、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の処分を行わないときは、発注者は、受注者に代わって原状回復の処分を行うことができ、これに要した費用を受注者に求償することができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分について異議を申し出ることができない。

第 10 章 その他

第 79 条 （受注者の権利義務の譲渡）

- 1 受注者は、事前に発注者の承諾を得なければ、本契約上の地位及び本契約に係る権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分をしてはならない。
- 2 受注者は、事前に発注者の承諾を得なければ、合併、株式交換・移転、会社分割、事業譲渡、解散その他会社の組織・基礎の変更（定款変更を含む。）をしてはならない。株式、新株予約権及び新株予約権付社債等の発行についても、同様とする。
- 3 発注者は、前 2 項に定める行為が、受注者の経営もしくは本事業の安定性を著しく阻害し、又は発注者の事業に関与することが適当でない者が参加することとなると認められる場合その他合理的な理由があると判断する場合には、承諾を与えないことができる。

第 80 条 （発注者の承諾が必要な事項）

- 1 受注者は、発注者に対するサービス対価に係る支払請求権又はその他本契約に基づきもしくは本事業に関し発注者に対して有することとなる一切の権利について、融資機関その他の第三者に対し、債権譲渡、代理受領、質権及び担保権の設定その他の処分を行うときは、予めその具体的内容を明らかにし、事前に処分又は担保設定等の契約書案を発注者に提出した上で、発注者の承諾を得なければならない。
- 2 発注者が前項の承諾を与える場合、以下の条件を付すこととする。この場合、融資機関その他の第三者は、以下の条件を承諾するものとする。
 - (1) 発注者は、本契約に基づきサービス対価を減額することができること、及びその他サービス対価の支払を拒否できる抗弁をすべての融資機関その他の第三者に対しても主張することができること。
 - (2) 発注者が受注者に対して本契約に基づく金銭支払請求権（違約金請求権及び損害賠償請求権を含む。）を取得した場合、当該請求権相当額をサービス対価から控除できること。

第 81 条 （受注者の兼業禁止）

受注者は、本事業及び付帯事業以外の業務を行ってはならない。ただし、事前に発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第 82 条 （経営状況の報告）

- 1 受注者は、年間維持管理・運営計画の中に、翌年度の予算の概要を示さなければならない。
- 2 受注者は、本契約の終了にいたるまで、毎事業年度、会社法（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号）上要求される計算書類、事業報告、附属明細書を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、当該事業年度の最終日から 90 日（休日を含む。）以内に、監査報告書とともに発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、本事業に係る収入及び費用等と、付帯事業に係る収入及び費用を明確に区分して経理を行なうものとする。
- 4 受注者は、第 2 項の財務書類のほか、本事業と付帯事業のそれぞれの会計報告を作成して、第 2 項の財務書類の提出とともに発注者に提出しなければならない。
- 5 発注者は、必要に応じて、前各項に基づき受注者から提出された書類等を公開できるものとする。

第 83 条 （遅延利息）

- 1 発注者は、本契約に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、当該未払発生時における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号）に定める率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければ

ならない。

- 2 受注者は、本契約に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、当該未払発生時における国の債権の管理等に関する法律施行令第 29 条第 1 項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和 32 年大蔵省告示第 8 号）に定める率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第 84 条 （守秘義務）

- 1 受注者は、本契約の遂行過程で知り得た発注者の秘密に属する情報を、本契約上の義務を履行するために必要な範囲を超えて第三者に開示又は漏洩してはならないものとし、本契約上の義務を履行するために必要な者（改修企業、維持管理企業又は運営企業等）に対しても受注者と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。ただし、（i）発注者から受領する以前において、受注者が既に保有していた情報又は独自に開発した情報、（ii）発注者に秘密保持義務を負わない第三者から正当な手段により入手された情報、（iii）その責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報についてはこの限りではない。
- 2 発注者は、本契約の遂行過程で知り得た受注者及び受注者の業務を受託しもしくは請け負う者の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。ただし、（i）受注者から受領する以前において、発注者が既に保有していた情報又は独自に開発した情報、（ii）受注者に秘密保持義務を負わない第三者から正当な手段により入手された情報、（iii）その責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報についてはこの限りではない。

第 85 条 （著作権等）

- 1 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる利用行為を承諾する。
 - (1) 計画図書、完成図書その他受注者による成果物又は付帯施設を写真、模画、絵画その他の媒体により表現しその他利用の方法で利用すること。
 - (2) 本施設改修の実施部分又は付帯施設を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。
- 2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 本施設又は付帯施設の内容を公表すること。
 - (2) 本施設又は付帯施設に受注者の実名又は変名を表示すること。

第 86 条 （著作権等の譲渡禁止）

受注者は、計画図書、完成図書又は付帯施設に係る著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）第 2 章（作者の権利）及び第 3 章（出版権）に規定する受注者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前に発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

第 87 条 （著作権の侵害の防止）

受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

第 88 条 （工業所有権）

受注者は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者が当該技術等の使用を指定した場合であって受注者が当該工業所有権の存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第 11 章 保 険

第 89 条 （保険加入義務）

- 1 受注者は、自ら、改修企業、運営企業又は維持管理企業をして、別紙 9（受注者が付保する保険）に定める保険を付保するものとする。
- 2 受注者又は第三者が、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 保険事故発生に起因して第 63 条、第 64 条、及び第 65 条の規定により本契約が解除された場合には、発注者は、第 68 条第 1 項に定める額から受注者の受け取った保険金額を控除した額を、本施設改修の実施の仕掛かり部分の対価として受注者に支払うものとする。

第 12 章 協議会

第 90 条 （協議会の設置）

- 1 発注者及び受注者は、必要と認めるときは、本事業の実施に関する協議を行うことを目的として、海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業協議会（以下「協議会」という。）を設置することができる。
- 2 発注者及び受注者は、協議会の設置を求められた場合、合理的な理由がなくこれを拒んではならない。

第13章 雑 則

第91条 （疑義に関する協議）

発注者及び受注者は、本契約の実施に当たって疑義が生じた場合には、誠意を持って協議しなければならない。

第92条 （金融機関等との協議）

発注者は、その必要を認めた場合には、本事業に関し、受注者に融資を行う金融機関との間で協議を行う。発注者がこの協議を行う場合、以下の事項等を定める。

- (1) 本契約に関し、受注者に損害賠償を請求し、又は本契約を終了させる際の金融機関への事前通知及び金融機関との協議に関する事項
- (2) 受注者の株式の全部又は一部を、株主から第三者に対して譲渡させるに際しての金融機関との間で行う事前協議に関する事項
- (3) 金融機関が受注者への融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての金融機関との間で行う事前協議に関する事項
- (4) 発注者による本契約の解除に伴う措置に関する事

第93条 （裁判管轄）

本契約に関する紛争は、広島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第94条 （その他特約条項）

本契約の特約として、別紙 10（暴力団排除に関する特約条項）乃至別紙 12（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための相互協力に関する特約条項）の規定が適用される。

(以下余白)